

「副首都本部」街づくり主導

年末の「御用納め」の28日、第21回副首都推進本部会議が大阪府庁「大研修室」で行われた。29日に傍聴記をレポートしたが、議題は「府市一体化・広域一元化に向けた条例の検討」である。府市からの提案に対し、5人の特別顧問からお墨付きをもらう「茶番劇」のような会議であった。

各紙のなかで29日の日本経済新聞が社会面で「大阪都構想代案の骨子公表」と大きく伝えている。先の傍聴記を補足するために、記事を抜粋して紹介する。

リードから一大阪府と大阪市は28日、都市計画や産業振興など府・市にまたがる広域行政の意思決定を一元化する条例案の骨子を公表した。11月の住民投票で否決された大阪都構想の代案で、府・市でつくる副首都推進本部を“司令塔”にして「二重行政」を防ぐ全国でも異例の制度だ。知事が最終決定権をもつ仕組みで、反対派からは「市の自治権が侵害される」などの懸念も出ている。

| | 現行 | 案内 |
|------|-----------|--------------|
| 設置機関 | 府・市の内閣 | 府・市の委員会 |
| | 本部長・総務 | 副本部長・総務 |
| 職員 | 副本部長・総務 | 副本部長・総務・副市長ら |
| 役割 | 広域的な課題を協議 | 広域行政の基本方針を決定 |
| 最終決定 | 府・市それぞれ | 知事 |

2015年に設置された副首都推進本部は、府・市の内規である「要綱」に基づく組織。一方、広域行政の基本方針である「成長戦略」は同本部で協議するものの、最終的には府と市がそれぞれ決定してきた。

骨子によると、同本部を条例に明記して格上げたうえ、産業振興やまちづくり、都市基盤整備などの方向性を示す成長戦略は同本部で一元的に決める。個別の政策については、地方自治法252条に基づき市から府に事務委託するか、共同部署を設置するかなどを府・市両議会で決める。松井市長はこの日の会議で、特に都市計画の事務について、府への委託や共同部署の設置を早期に進める姿勢を示した。

骨子では、知事が副首都推進本部の本部長、市長が副本部長を務め、知事が「議事の決定権」をもつとした。府・市幹部は「意見が割れた場合、知事が最終的に広域行政の基本方針を決めることができる」と説明する。ある自民党市議は「府が全て決められる。市の自治権の侵害だ」と反発。

吉村知事は11月上旬、都構想と同様に市の427事務と約2000億円の財源を府に移管する考えを示していたが、今回は方針決定の一元化にとどめ個別事業の移管には踏み込まなかった。権限移管には国との調整が必要で、都構想をともに推進した公明党にも慎重論がある。今回は都構想の代替案を早期に実現するのを優先したとみられる。

傍聴して感じたのは、住民投票の結果を無視して、都構想代案の「かたち」だけでも実現させようと焦っていることだ。大阪市存続を骨抜きにする卑劣な策略を許さない。

(2021年1月6日)